資料　１

久喜市公共交通検討委員会条例

（設置）

第１条　本市における公共交通の充実を図るため、久喜市公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、本市の公共交通の充実に関し必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　公募による市民

（２）　市内の公共的団体の役職員

（３）　学識経験を有する者

（委員の任期等）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第６条　委員会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第８条　会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。